

高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部 障がい学生支援に関する基本方針

1. 基本方針

高崎商科大学及び高崎商科大学短期大学部では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に沿って、障がいのある学生にもそうでない学生にも同様に、学びの機会が得られるよう、支援を行うことを目指していきます。

2. 機会の確保

障がいのある学生が、障がいを理由に修学を断念することのないよう、修学機会の確保に努めます。

3. 支援体制

障がいのある学生への支援を実施するにあたり、学長のリーダーシップのもと、学部、学科、関係部署等が連携し対応します。

4. 相談窓口

本人及び保護者との面談に基づき、学生生活・学習支援センターにおいて、合理的配慮の方針や具体的な支援内容を決定します。

5. 修学支援

障がいのある学生に対し、履修、授業、定期試験で合理的な配慮に努めます。

6. 施設・設備

安全かつ円滑に学生生活を送ることができる教育環境づくりに努めます。

7. 研修機会

学生・すべての教職員が、障がいに関する理解を深め、適切な対応ができるよう研修・啓発に努めます。

8. 情報公開

障がいのある学生や進学希望者に対し、支援方針や体制について情報公開に努めます。

2020年3月1日

高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部

学長 淵上 勇次郎